

登録をした覚えがない会員料金を請求された！

Q. 通販サイトで買い物をした際、気づかないうちに有料会員登録がされていたようで、会員料金を請求されました。払うしかないのでしょうか？

(50代 女性)

A. インターネット上の契約では、契約が成立する前の申し込み画面で契約内容の確認・訂正ができるようになっていない場合には、消費者は事業者に対して錯誤（勘違い）による契約の無効を主張できるとされています。有料会員登録の画面表示がなかったのなら、有料会員への申し込みをするつもりはなかったとして契約の無効を主張できる可能性があります。申し込みが確定される直前にどのような画面表示がされていたかが重要なポイントになります。サイトによっては「有料会員に登録する」という部分にあらかじめチェックが入れていることがあります。通販サイトを利用する際は、不用意に先の画面に進まず記載されている説明を注意深く読むようにしましょう。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）